
進行中の武力紛争と国際司法裁判所

ロシア・ウクライナ紛争にみる国際司法裁判の役割と限界

酒井 啓亘

Sakai Hironobu

[要旨]

国際司法裁判所（ICJ）が武力紛争に関係する事案を扱う場合、その裁判管轄権の存在とともに、政治問題の法理の否定と司法機能の十全の行使を前提に、関連する国際法上の論点について判断を下していく。他方でICJは、こうした訴訟当事者間の紛争解決のほか、管轄権の存在が確定する前でさえ、自らの解釈や判断を国際社会に提示する機会を利用することが可能であり、そこでは、国際の平和と安全の維持に責任を負うグローバル・ガバナンスの担い手としてのICJが登場する。ウクライナがロシアをICJに提訴し暫定措置の指示を要請したのは、紛争解決のほか、後者の機能の行使もICJに期待したためである。ICJの機能には、紛争解決のために当事者の同意に基づく管轄権や裁判機能に内在する司法的適切性などの制約がある一方、国際社会の政治過程で紛争全体が解決されるよう軍事活動の停止を命じ国際法原則を確認するなど、暫定措置命令を通じて国際社会に一定の指針を提示する役割もある。

はじめに

2022年2月24日にロシアによる軍事侵攻を受けたウクライナは、その2日後の26日にロシアを相手どり国際司法裁判所（ICJ）に訴えを提起するとともに、ロシアの軍事活動の停止等を求める暫定措置の指示を要請した⁽¹⁾。

一般に、紛争が高度に政治的性格を有する場合、とりわけ武力行使が関係すると、当該紛争をめぐる国際裁判で下される判決が素直に当事国に遵守されることは考えにくい。国際社会ではICJの判決を強制的に履行させるような手段は十分に整備されていないため、その遵守は当事国の自発性に委ねられざるをえないが、上記のような場合には当事国の一方が重大な利益が関係するとして、裁判所の司法過程の適切性を疑ったりすることが多いからであり、このため両当事国とも自発的に判決・命令を遵守する可能性も低下する⁽²⁾。

そのようななかで、現に進行中の武力紛争に対して国際裁判は何らかの役割を演じることができるのであろうか。ここではこれまでのICJの対応を簡単に確認したうえで、今回のウクライナによる提訴によってICJがとりうる措置や判断とその意義を検討することにしたい。

1 国際司法裁判所と武力紛争

(1) 裁判手続における武力紛争の取扱い

(a) 武力紛争と請求主題の関係

武力行使は、国際裁判の手続において訴訟原因として救済されるべき権利侵害の主張を実体的に根拠付ける事実とされる。他方で、武力行使という極めて政治的性質の強い事実が扱われることから、国際法に従って紛争を解決することを任務とする国際裁判所では、その司法機能に対する固有の制限が問題となる可能性がある⁽³⁾。

実際の裁判では、ICJが武力紛争問題を扱う状況には以下の2つの形態がある。1つは武力行使の国際法上の適法性の問題である。この場合には、相手国による武力行使の違法性を問う側からは武力行使禁止原則が主張され、武力行使国側からはその例外としての個別的集団的自衛権等といった違法性阻却事由の援用の妥当性が主題となる。もう1つは、武力紛争に付随して生じる国際違法行為が主題となる。この場合、違法な武力行使の存在が原告国から主張されることはあるが、裁判条項に基づく裁判管轄権の範囲などの制約から武力行使の適法性の問題が直接ICJによって扱われるとは限らない⁽⁴⁾。

(b) 裁判管轄権の根拠と一方的付託の背景にある訴訟戦略

ICJが争訟事件において付託された請求主題を扱うためには、当事国の同意に基づく裁判管轄権の存在が条件となる。関係国間で政治的軍事的緊張関係が存続している状況では、少なくとも法的に不利な立場にあると考える側が裁判機関に紛争解決を委ねることは大きなリスクを伴うため合意付託に応じがたく、特に進行中の武力紛争に関係する紛争は一方的に付託される場合が多くなる。

留意すべきことに、紛争に関係すると主張される条約の裁判条項などを利用する場合⁽⁵⁾、ICJへの紛争の一方的付託は原告国による訴訟戦略の一環として位置付けられることになりやすい。裁判条項を通じ、本来その主題に限定すべき武力行使に付随する人権侵害やジェノサイド行為を超えて、その前提となる武力行使の適法性の問題についてもICJから何らかの判断を引き出し、裁判外での活動に有利な材料として利用しようとするからである。

(c) 武力紛争に係る請求の受理可能性

ICJは、裁判管轄権の存在が確認できても、請求を受理しない場合がある⁽⁶⁾。請求の受理はICJが判断し、自らの司法機能の適切な行使が可能かどうかはその基準となる。国際裁判所は一般に、その司法的正統性を保持できるように司法運営を行う必要があり、そうした理由からICJは請求の受理を拒否することも認められるからである。そして裁判所がそのような正統性を調達するには、法と政治を峻別することが求められるとされる⁽⁷⁾。

武力紛争と関係する請求が提起された場合、その相手となる被告国は、政治性の強い問題に司法機関であるICJが関与するのはその司法機能を損なうことになるため、請求の受理を控えるべきであるという抗弁を提起することが考えられる。しかし、こうした「政治問題の法理」をICJはこれまで一貫して拒否してきた。ICJは、付託された紛争にはさまざまな側面があり、したがって政治的側面を有するとしても、裁判所に求められるのはその法的側面を

扱い法的にこれを解決することであるという立場を維持してきたのである⁽⁸⁾。

(2) これまでの武力紛争事案における国際司法裁判所の具体的対応

(a) 軍事活動停止を目的とする紛争の悪化・拡大防止のための暫定措置の可能性

進行中の武力紛争を停止させたい側は軍事活動の停止を求める暫定措置のほか、より広く紛争の悪化・拡大防止を確保することを求める暫定措置も要請してきた⁽⁹⁾。ただ、最近のICJの判例では紛争の悪化・拡大防止のみを暫定措置の目的とすることに消極的となっており⁽¹⁰⁾、現に進行中の軍事活動を停止させる暫定措置を求めるには、紛争の悪化防止だけを単独の目的とすることは難しい。したがって、暫定措置要請国は、軍事活動と本案段階で保全されるべき権利との関係を明確にして、当該権利が軍事活動により影響を受けることを示したうえで、軍事活動の停止を求める必要がある。

(b) 管轄権判断と実体判断の区別と暫定措置段階での取扱い

ICJは、裁判管轄権がなければ武力紛争をめぐる実体的問題に入ることはできない。違法な武力行使を行ったと主張される被告国側が特に裁判管轄権の不存在を理由とした先決的抗弁を提起して本案段階への移行を阻止しようとするのはこのためであり、裁判管轄権の存否問題という手続的判断と請求に係る法的問題の実体的判断とを区別する理由がそこにある。

もっとも、暫定措置段階では、権利保全の緊急性を理由に、裁判管轄権がまだ確定しないまま、一見したところ (*prima facie*) 管轄権が認められれば暫定措置命令が下される。暫定措置要請国にとっては、のちに管轄権が否定される危険が残るにせよ、暫定措置命令においてICJから自己が求める措置や判断を得られる可能性があることは有利な点である。しかも、暫定措置の目的の拡大に相応して、その命令理由のなかで、権利保全との関連で当事者間の権利義務関係を整理するだけでなく、紛争悪化防止の要請のほか、武力行使禁止原則や人権保護・人道性の考慮といった国際社会の一般利益や普遍的な価値の希求に係る言及が行われる場合もあることは、暫定措置手続を要請国が戦術的に利用する誘因となっている⁽¹¹⁾。

2 ロシア・ウクライナ紛争における国際司法裁判所の利用可能性とその役割

(1) 本件におけるウクライナの立場

(a) 国際司法裁判所を利用する訴訟戦略の意味

ウクライナはロシアの国際義務違反を追及するためにICJへの提訴と暫定措置の指示要請を選択したが、こうした裁判手続は、書面手続や口頭弁論などで時間を要し、目前の軍事活動を実際に停止させて武力紛争を解決することには限界がある。にもかかわらず、ウクライナがICJによる国際法に従った紛争の解決を求めたことにはおそらく2つの意味がある。

1つには、本案審理に付随する暫定措置命令を獲得することによる実践的意義である。軍事活動を差し止める目的での暫定措置がICJにより指示され、これをロシアが遵守すれば、それ自体が侵攻の脅威を緩和させることになり、ウクライナに有利な結果をもたらされる。また、ロシアが遵守しなければ法的拘束力を有する暫定措置命令に反する国際義務違反として本案段階で当該違法行為の責任を問うことが可能となる。もう1つは、ICJの権威によるその判断の政治的効果に期待する点である。自国に有利な判断を国際社会において権威ある裁判

機関から引き出すことができれば、その法的論拠に依拠して自国の行動の正当性を高めるとともに、国際社会における自国への支持を取り付けることも容易となる。

(b) ジェノサイド条約に関連する紛争主題の形成

ICJの判断を求めるには、まずその裁判管轄権を確立しなければならない。問題となる武力紛争である種の人権侵害のおそれが生じているような場合、それと関係する各種人権条約の裁判条項に関連付けて当該条約の解釈・適用に係る紛争を当事国が一方的に付託するのはそのためである。ウクライナもまた、ジェノサイド条約9条の裁判条項を援用しロシアによる同条約上の義務違反の主張を行った⁽¹²⁾。

ウクライナは、ロシアの軍事活動がジェノサイド行為であると主張したのではなく、ドネツク州およびルハンスク州においてウクライナがジェノサイド行為を行ったというロシアの議論を否定し、この虚偽がウクライナへの違法な侵略の口実に使われるべきではないということを主張した。ウクライナでジェノサイドが行われたか、ロシアがこのジェノサイドの防止と処罰を目的にウクライナに対して軍事力を使用するためジェノサイド条約1条がその基礎となるかについて両国間で見解が対立しているのであり、このことからジェノサイド条約の解釈・適用に関連する紛争が生じているため、同条約9条の裁判条項でICJには裁判管轄権があると主張しているのである⁽¹³⁾。

自らはジェノサイド行為を行っていないと主張するこのいささかトリッキーな立論は、ロシアの軍事活動そのものをジェノサイド条約違反と構成して主張することが困難と考えられたからであろう。通常の方法ではICJが扱うことが難しいロシアの軍事活動に関する国際法上の評価に向けて、ICJへの紛争付託を認めるジェノサイド条約の裁判条項を手掛かりに、自らの行為にジェノサイド行為があったかどうかの対立を両国間の紛争とみなして、ICJへの入り口をこじ開けるためにウクライナが同条約を利用したのである。

(c) 暫定措置の指示要請の効用

ウクライナは、提訴と同時にICJに対して、ロシアがジェノサイド行為の防止目的と主張する軍事活動を即時に停止すること、ロシアが指揮・支援する部隊・組織が軍事活動を推進しないよう確保すること、紛争を悪化させるような行為を控え、そうした行為を行わないことを保証すること、以上のような暫定措置を履行するためにとる措置をICJに定期的に報告することといった4点をロシアに命じるよう要請した。

暫定措置手続には要請国に有利な契機が潜んでおり、ウクライナもまたこれを利用した。ウクライナにとっては、裁判管轄権が一見して認められればよく、それにより自国が求める暫定措置についてのICJの判断を引き出すことができる。また、ウクライナによるロシアへの批判は自国への軍事侵攻による領土保全原則違反および武力行使禁止原則違反などであり、これが国際社会の一般利益にも関係する以上、暫定措置命令理由のなかでこうした原則の遵守にも言及されることが考えられる。こうしたICJの判断があれば、ウクライナにとってICJ以外の場でロシアを批判し自らの行動を正当化する根拠として援用することもでき、裁判内外において利用価値が高いのである。

(2) ウクライナの請求に対する国際司法裁判所の姿勢

(a) ロシアの不出廷と裁判外からの文書への対応

ウクライナによる提訴と暫定措置指示要請を受けてICJは直ちに手続を開始した。ICJ規程31条2項に基づきドデ特別選任裁判官がウクライナにより選定されたほか、裁判所規則74条4項により裁判所長がロシアに対して「暫定措置の要請について裁判所が下すいかなる命令も適切な効果を有するように行動することを求め」ている⁽¹⁴⁾。特筆すべきは、書面手続にも応じず暫定措置段階での口頭弁論にも不出廷を通告したロシアが裁判外で提出した3月7日付文書のICJによる取扱いである⁽¹⁵⁾。

ロシアは、裁判外から文書を提出して不正規な手段で自らの主張をICJに伝達しようとしたのに対し、ICJは、暫定措置命令の理由でもこの文書の内容に言及しロシアの主張を検討した。ICJ規程53条1項および2項によると、一方の当事者が出廷しない場合でも、裁判所はその管轄権の存在や請求の根拠を確認することが求められ、少なくとも請求が法律上十分な根拠を有することは両訴訟当事国が出廷する場合と同じ基準が適用されることもあり、そのためには不出廷国からもその意見を聴取する機会が必要と裁判所が考えているものと思われる⁽¹⁶⁾。

実際にもICJは命令理由において、訴訟当事国の不出廷が当該当事国による裁判所への支援を奪うことにより裁判の健全な運営に否定的な影響を与えることは認め、その司法機能遂行に適切な限りにおいて裁判手続によらずに提出された文書を考慮することとした。不出廷国ロシアの不正規な書面が暫定措置命令の各所で引用されているのはそのためであり、不出廷自体が暫定措置の指示を妨げることはないと言われたのである⁽¹⁷⁾。

(b) 暫定措置命令の内容とその理由付け

ICJは、暫定措置を指示するための要件を検討し、ウクライナによるジェノサイド行為の存否およびロシアの武力行使がジェノサイド行為防止義務の履行措置となる可能性の有無について両当事国で見解の相違があることから、ジェノサイド条約の解釈・適用・履行に関する紛争が存在し、一見したところ (*prima facie*) 裁判管轄権があること、ウクライナには自国領域内でジェノサイド防止を口実としたロシアの軍事活動にさらされないというもっともらしい権利 (a plausible right) があること、回復不能な損害や緊急性などを認定して暫定措置を指示する事情があることを確認した⁽¹⁸⁾。そして、ロシアは軍事活動を即時停止すること (13対2)、ロシアは指揮・支援する部隊・組織が軍事活動を推進しないよう確保すること (13対2)、そして両当事国は紛争を悪化・拡大させる措置を控えること (全員一致)、という3点の暫定措置を指示したのである⁽¹⁹⁾。

ICJは職権により要請内容を変更できるが、本件でも、主文第1項ではロシアの軍事活動の性格付けに関連してウクライナが主張した「ジェノサイドの防止を目的とする」という点を削除し、第3項ではロシアにだけでなくウクライナにも紛争を悪化・拡大させる措置を控えるよう命じたほか、暫定措置命令の履行に関する定期報告義務を定めなかった。こうした修正はあったものの、ICJは、ロシアの軍事活動の停止や紛争の悪化防止を目的としたウクライナによる暫定措置の要請をほぼ認容したかたちとなったと評価することができる。

この命令理由のなかでICJはさらに、ウクライナ国内におけるロシアの武力行使が国際法

に深刻な問題を引き起こすとしてこれに深い懸念を表明するとともに、国連憲章の目的および原則、国際の平和および安全の維持と紛争の平和的解決における自身の責任を想起し、すべての国家が国連憲章および国際人道法を含むその他の国際法規則の下での義務に従って行動しなければならないことを強調した⁽²⁰⁾。この後半部は一般論としてすべての国家に向けて説示のようだが、少なくとも前半はロシアの行動に対する批判を含むものであり、ウクライナにとってこの言及をICJから引き出したことは、暫定措置命令が裁判官の大多数の賛成を得たことを考え合わせると、ロシアに対する自国の法的優位を国際社会に示すことになったと考えられる⁽²¹⁾。

しかし、反対票を投じた裁判官以外からも批判があるように、本件とジェノサイド条約との関係、特に同条約による武力行使の規律の問題は依然として明確になっているとはいえない⁽²²⁾。その後ロシアは10月3日に先決的抗弁を提出したが⁽²³⁾、先決的抗弁を提起することは訴訟当事国としてのロシアの権利ではあり、ジェノサイド条約の解釈・適用に関する紛争についてのICJの裁判管轄権の存否をめぐり、この点の解釈がさらに後の段階で争点となるはずである。

(3) ジェノサイド条約締約国による訴訟への参加

(a) ICJ規程63条に基づく訴訟参加の目的

本件のICJの手続では、ICJ規程63条に基づく第三国による訴訟への参加が多数の諸国により宣言された点が目新しい。この制度は、訴訟当事国ではないが、当該事件でその解釈や適用が問題となる条約の締約国が、この規定を利用して訴訟に参加することをその趣旨とする⁽²⁴⁾。この制度により、ICJは訴訟当事国間の紛争解決の役割を果たすのみならず、問題の条約に関して統一的な解釈を行うことで63条参加国をその解釈に従わせることになるが、実質的には訴訟に関与しない条約締約国の行動にもICJの解釈が影響を与えることになる⁽²⁵⁾。この制度は過去にも利用された例はあるが、これにより多数の国家が訴訟に参加しようとするのは今回が初めてである⁽²⁶⁾。

この動きは、欧米を中心とした41カ国と欧州連合（EU）が5月20日に公表した「国際司法裁判所におけるロシアに対するウクライナの提訴に関する共同声明」に端を発する。この共同声明において参加国は、「ICJにおけるウクライナの取り組みを支援するためにあらゆる選択肢を検討し、これらの手続への参加（intervention）の可能性を検討する共同意図をここに表明する」ことを明らかにしたからであり⁽²⁷⁾、実際にも、英米独仏をはじめとするジェノサイド条約締約国がICJ規程63条に基づき訴訟に参加する宣言を行っている⁽²⁸⁾。

(b) ICJ規程63条参加の政治的含意

ここで注目されるのはこの制度を利用する諸国の意図である。条約解釈に関するICJの判断は、その紛争解決機能のほか、当該条約の締約国間の共通利益や国際社会の一般利益を促進する機能にもかかわり、国家にとっては、訴訟に参加するか否かにかかわらず、その実際上の影響を受けざるをえない。むしろ参加によりICJの解釈に法的に拘束されることは、可能な選択肢を維持するためにも避けるべきという政策判断に至ることもありえよう⁽²⁹⁾。

しかし、今回のような多数の国家による参加宣言で重視されているのは、原告国ウクライ

ナとの連帯であり、具体的にはウクライナが主張するジェノサイド条約の解釈を支持することでICJの解釈に影響を与え、ひいてはウクライナに好意的な解釈を国際社会において広範に支持されるように位置付ける試みである。当事国との共通利害を前提に連帯の意思を示して63条参加を利用する例はこれまでも存在するが⁽³⁰⁾、今回は訴訟への参加国数が前例のない規模である。

こうした行動の背景には、参加国がほぼ一致した主張を行いICJによるジェノサイド条約の解釈をウクライナに有利なものとする一方で、裁判ではロシアに不利な結果をもたらすとともに、その解釈をICJの権威に基づき国際社会全体に広げ、裁判外でもロシアの行動について法的根拠の欠如を非難しその是正を求める政治的圧力をかける意図がある。ICJ規程63条参加の受理可能性にジェノサイド条約上の義務の性質が影響を及ぼすわけではないが⁽³¹⁾、153カ国もの締約国（2022年11月20日現在）を有するジェノサイド条約の解釈をICJが行うことにより、その解釈がウクライナやその見解を支援する63条参加国に有利な内容であれば、ICJの判断はその権威で国際社会に実際上の影響を及ぼしうるからである。

ICJは、紛争全体を解決することはできないにせよ、その法的側面について一定の判断を与え、別のフォーラムなどで紛争全体の解決を目指す過程に対して重要な指針を提供するという貢献を果たす。今回のような集団的な訴訟参加は、一方の当事国との連帯を示すだけでなく、説得力ある条約解釈を提示することでICJの解釈にも国際社会にも影響を与えることになろう。そして、それが国際社会の一般利益に合致する解釈を用いる立場によるのであれば、こうした制度の利用方法は、国際の平和と安全の維持に責任を有するICJの役割とより整合的な関係に立つものと評価できるのである。

おわりに

一般に、国家間での国際裁判は紛争当事者の同意に基づく場合にしか実現しない。問題の紛争が重大な国益に関係する場合には、なおさら国家は第三者たる国際裁判所の法的拘束力ある判決によって自己の行動に制約を受けることには消極的となりやすい。その意味において、国際裁判によって武力紛争に係る問題が審理の対象として扱われることには幾重ものハードルがある。しかも、国際裁判でそうした紛争が扱われ最終判決が下されたとしても、それが当事国により遵守される保証もなく、国際社会にはそれを強制する手段もない。

本稿での考察から、ウクライナは、当事国間での紛争解決を目的として妥協点を見出すために手続を利用するというよりも、支援国と協力し、国際社会の一般利益に即した法的議論を提起してICJの判断に影響を与えようとするのに対し、ICJもまた自らの判断にそうした議論を受容することでこれに応える諸相が見られるということが指摘できる。それは、ICJが訴訟当事国との間の対話を通じてその態度を形成していくことを示す一方、二国間紛争における法的側面の解決だけでなく、その紛争全体の解決につながりうるような紛争管理のための措置や見解を提示することもまたICJの重要な役割であるということを表わしている。

国際の平和と安全の維持に責任を負うICJがこうしたグローバル・ガバナンスの担い手として活動する局面は、いかに限定されているとしても、無視することはできない⁽³²⁾。ICJは、

本件のようにその暫定措置命令が遵守されなくても、さらには先決的抗弁の認容により本案段階での判決に至ることさえできなくても、その過程において自身の立場が何らかのかたちで示されるのであれば自らの役割を果たしうることがあり⁽³³⁾、訴訟当事国はそれを念頭に置いてICJを利用するのである。そして、今回のウクライナによる提訴や暫定措置の要請はまさにそのような例と理解することができるであろう。

- (1) *Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation)*, 16 March 2022, *Order of Provisional Measures. I.C.J. Reports 2022*. ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴う国際法上の問題の概観については、酒井啓亘「ウクライナ戦争における武力行使の規制と国際法の役割」『世界』(臨時増刊) No. 957 (2022年)、73-85ページ参照。
- (2) したがって逆に、判決を遵守することが国益となる場合や、核心的利益にはかかわらない利害関係に乏しい事項が遵守対象であれば、判決の履行により当事国間で最終的な解決につながることになりやすい。T. Ginsburg, “Political Constraints on International Courts,” in C. PR Romano, K. J. Alter & Y. Shany (eds.), *The Oxford Handbook of International Adjudication* (Oxford U.P., 2014), p. 495.
- (3) Sir Robert Jennings, “International Force and the International Court of Justice,” in A. Cassese (ed.), *The Current Legal Regulation of the Use of Force* (Martinus Nijhoff, 1986), p. 327.
- (4) Ch. Gray, “Why States Resort to Litigation in case concerning the Use of Force,” in N. Klein (ed.), *Litigating International Law Disputes* (Cambridge U.P., 2014), p. 319.
- (5) この場合、当該条約の解釈・適用をめぐる紛争に限定されるため、ICJが扱う主題も、両当事国間の武力紛争そのものではなく、両者の間に横たわる紛争全体よりも限られた論点で構成されることになる。Ch. Greenwood, “The International Court of Justice and the Use of Force,” in V. Lowe & M. Fitzmaurice (eds.), *Fifty Years of the International Court of Justice. Essays in honour of Sir Robert Jennings* (Cambridge U.P., 1996), p. 377.
- (6) R. Kolb, *The International Court of Justice* (Hart Publishing, 2017), pp. 219-223.
- (7) Y. Shany, “Jurisdiction and Admissibility,” in Romano, Alter & Shany (eds.), *supra* note 2, p. 801.
- (8) *I.C.J. Reports 1984*, p. 435, para. 96. ICJにおける「政治問題の法理」の取扱いと司法機能の限界に関する検討については、杉原高嶺「国際司法裁判所と政治問題の法理」『京都大学法学部創立百周年記念論文集』第2巻(有斐閣、1999年)、337-365ページ参照。
- (9) いわゆる軍事活動の差止型暫定措置では権利保全と紛争の悪化・拡大の防止が帰一することになりやすく、そこでは訴訟自体の目的のひとつが紛争拡大の防止にあることになるとの指摘として、奥脇直也「武力紛争と国際裁判——暫定措置の法理と機能」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』(東信堂、2004年)、791-793ページ参照。
- (10) ICJにおける紛争悪化防止のための暫定措置の取扱いについては、C. Miles, *Provisional Measures before International Courts and Tribunals* (Cambridge U.P., 2017), pp. 209-216.
- (11) 酒井啓亘「国際司法裁判所仮保全命令の機能(二・完)——最近の判例の展開を踏まえて」『法学論叢』第165巻1号(2009年)、2-5ページ参照。
- (12) なお、ウクライナは1954年11月15日に、ロシアも同年5月3日にそれぞれジェノサイド条約を批准し、また両国が同条約9条に付していた留保も、それぞれ1989年4月20日と同年3月8日に撤回されている。*Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General, Chapter IV Human Rights, I. Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide*, https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-1&chapter=4&clang=en.
- (13) *Application Instituting Proceedings, Dispute relating to Allegations of Genocide (Ukraine v. Russian Federation)*,

paras. 8–12.

- (14) *I.C.J. Reports 2022*, paras. 9–10.
- (15) この文書でロシアは、ウクライナがICJの裁判管轄権の根拠としたジェノサイド条約では、ロシアがその「特別軍事作戦」の法的根拠とした自衛権の問題や国家承認の問題は規律対象とされていないとしたほか、ウクライナが要請した暫定措置についてもそれがジェノサイド条約の範囲ではないと反論している。 *Document (with annexes) from the Russian Federation setting out its position regarding the alleged “lack of jurisdiction” of the Court in the case*, <https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/182/182-20220307-OTH-01-00-EN.pdf>.
- (16) H. von Mangoldt & A. Zimmermann, “Article 53,” in A. Zimmermann & Ch. J. Tams (eds.), *The Statute of the International Court of Justice. A Commentary. 3rd ed.* (Oxford U.P., 2019), pp. 1491–1492.
- (17) *I.C.J. Reports 2022*, paras. 22–23. 酒井啓亘「国際司法裁判所における『適切な裁判運営』概念——付随手続での機能を手がかりとして」浅田正彦・加藤信行・酒井啓亘（編）『国際裁判と現代国際法の展開』（三省堂、2014年）75–76ページも参照。
- (18) *Ibid.*, paras. 45, 47–48, 60, 73–74. ICJによる暫定措置指示要件の充足の検討において最も議論の余地のあるところは、条約上の実体的権利が存在する見込みがあるかどうかについての基準が依然として不明確なままであるということである。S. Wuschka & E. Hoffberger-Pippan, “Of Legal Creativity and Plausibility Rights: The ICJ’s Order on Provisional Measures in Ukraine v. Russia,” *Völkerrechtsblog*, 4 April 2022, <https://voelkerrechtsblog.org/the-icjs-order-on-provisional-measures-in-ukraine-v-russia/>.
- (19) *I.C.J. Reports 2022*, para. 86. なお、第1と第2の暫定措置に反対したゲヴォルギアン裁判所次長とシェエ裁判官はそれぞれ、本件が武力行使の問題であり、武力行使の合法性事件と同じく一応の管轄権も存在しないことや（Declaration of Vice-President Gevorgian, paras. 5–6.）、ロシアはジェノサイド条約を軍事活動の根拠としておらず、同条約の問題ではないということ（Declaration of Judge Xue, para. 4）をその理由としていた。
- (20) *I.C.J. Reports 2022*, para. 18.
- (21) M. Milanovic, “ICJ Indicates Provisional Measures Against Russia, in a Near Total Win for Ukraine; Russia Expelled from the Council of Europe,” *EJIL: Talk!* 16 March 2022, <https://www.ejiltalk.org/icj-indicates-provisional-measures-against-russia-in-a-near-total-win-for-ukraine-russia-expelled-from-the-council-of-europe/>.
- (22) Declaration of Judge Bennouna, para. 6. See also, A. Orahelashvili, “Anything Goes? The ICJ’s Provisional Measures Order in Ukraine v Russia,” *Birmingham Law School Research Blog*, 24 March 2022, <https://blog.bham.ac.uk/lawresearch/2022/03/anything-goes-the-icjs-provisional-measures-order-in-ukraine-v-russia/>.
- (23) ICJ公式ツイッターによる。 https://mobile.twitter.com/CIJ_ICJ/status/1577972198131777536.
- (24) ICJ規程63条参加については、R. Wolfrum, “Interventions in Proceedings Before International Courts and Tribunals: To What Extent May Interventions Serve the Pursuance of Community Interests?” in N. Boschiero, T. Scovazzi, C. Pitea & Ch. Ragni (eds.), *International Courts and the Development of International Law. Essays in Honour of Tullio Treves* (Springer, 2013), pp. 223–224.
- (25) P. Wojcikiewicz Almeida, “Enhancing ICJ Procedures in Order to Promote Fundamental Values. Overcoming the Prevailing Tension between Bilateralism and Community Interests,” in M. Iovane, F. M. Palombino, D. Amoroso & G. Zarra (eds.), *The Protection of General Interests in Contemporary International Law, A Theoretical and Empirical Inquiry* (Oxford U.P., 2021), pp. 247–248.
- (26) 複数の国家がICJ規程63条参加を宣言した事例としては、核実験事件判決63項に基づく事情の再検討請求事件でサモア、ソロモン諸島、マーシャル諸島およびミクロネシア連邦の4カ国が、南太平洋地域の環境保護を目的とする南太平洋環境保護条約（ヌメア条約）の締約国として参加宣言を行った例がある。 *Request for an Examination of the Situation in Accordance with Paragraph 63 of the Court’s Judgment of 20 December 1974 in the Nuclear Tests (New Zealand v. France) Case*, *I.C.J. Reports 1995*, p. 292,

para. 11, pp. 306–307, para. 67.

- (27) The UK Government Press Release, “Ukraine’s application against Russia before the International Court of Justice: joint statement,” <https://www.gov.uk/government/news/ukraine-joint-statement-on-ukraines-application-against-russia-before-the-international-court-of-justice>.
- (28) ICJのウェブサイトによれば、2022年11月18日までに欧米諸国を中心に18カ国が参加宣言を行っている。<https://www.icj-cij.org/en/case/182>.
- (29) G. Gaja, “A New Way for Submitting Observations on the Construction of Multilateral Treaties to the International Court of Justice,” in U. Fastenrath, R. Geiger, D.-E. Khan, A. Paulus, S. von Schorlemer & Ch. Vedder (eds.), *From Bilateralism to Community Interest. Essays in Honour of Judge Bruno Simma* (Oxford U.P., 2011), p. 669.
- (30) 南極海捕鯨事件において日本に対してオーストラリアと共闘する立場に立ったニュージーランドの参加宣言については、D. Tamada, “Unfavourable but Unavoidable Procedures: Procedural Aspects of the Whaling Case,” in M. Fitzmaurice & D. Tamada (eds.), *Whaling in the Antarctic. Significance and Implication of the ICJ Judgment* (Brill, 2016), pp. 174–175.
- (31) ジェノサイド条約適用事件（ガンビア対ミャンマー）先決的抗弁判決でICJが判示したように、ジェノサイド条約では同条約上の義務を履行してジェノサイド行為の防止・抑圧・処罰を確保することに共通利益があり、これらの義務は条約締約国間対世的義務の性質を有するとされるが（*Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (The Gambia v. Myanmar)*, 22 July 2022, *Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2022*, para. 107）、ICJ規程63条自体は参加について条約義務の性質に関する条件を付けてはいないことから、そうした義務の性質がICJによる参加の受理可能性の判断に影響を与えるわけではない。M. Papadaki, “Substantive and Procedural Rules in International Adjudication: Exploring their Interaction in Intervention before the International Court of Justice,” in H. Ruiz Fabri (ed.), *International Law and Litigation. A Look into Procedure* (Nomos, 2019), p. 60, n. 75.
- (32) グローバル・ガバナンスの観点からの国際裁判所の機能の再構成については、酒井啓亘「国際裁判における非拘束的文書の役割と裁判所の機能」『国際法外交雑誌』第118巻2号（2019年）、36–38ページ参照。
- (33) M. Pinto, “The Peace and Security Judgments: the Role of the International Court of Justice in the Regulation of the Use of Force,” in W. A. Schabas & Sh. Murphy (eds.), *Research Handbook on International Courts and Tribunals* (Edward Elgar, 2017), p. 48.

* 本稿記載のウェブサイトは2022年11月20日に確認済みである。